

目次

CONTENTS

特報1	平成18年度消防庁重点施策	4
特報2	平成18年度消防庁予算概算要求の概要	8
特報3	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る 地震防災対策の推進に関する特別措置法・施行令の概要	12
特報4	地域防災力の充実に向けた消防団の取組	14

平成17年10月号 No.415

巻頭言 就任にあたって

Report

避難・消火困難な物品販売店舗における防火安全対策のあり方についての報告書の概要について	16
平成16年中救急・救助の概要(速報版)	18

TOPICS

平成17年度総合防災訓練の実施概要	20
英語版CD-ROM「地震...その時に備えて 津波対策編」の作成	21
防災功労者内閣総理大臣表彰式	22

緊急消防援助隊情報

平成17年度総合防災訓練における緊急消防援助隊運用訓練概要	23
-------------------------------	----

消防通信～北から南から

愛媛県 松山市消防局「災害に強いまちづくりをめざして」	25
-----------------------------	----

消防通信～望楼

金沢市消防本部(石川県)/浜松市消防本部(静岡県)	26
名古屋市消防局(愛知県)/北九州市消防局(福岡県)	

消防大学校だより

消防団長科第47期の実施/救急科第63期の実施・成績優秀者/ 火災調査科第9期成績優秀者	27
---	----

広報資料(11月分)

平成17年秋季全国火災予防運動	28
-----------------	----

INFORMATION

第10回防災まちづくり大賞募集!!	29
第53回全国消防技術者会議の開催	30
8月の主な通知/消防庁人事/広報テーマ(10・11月分)	31



表紙
岐阜県 防災航空隊
「若鮎」「若鮎」

就任にあたって



消防庁長官 板倉 敏 和

消防庁長官就任にあたり、一言御挨拶を申し上げます。はじめに、それぞれの地域において、火災をはじめとする各種災害から、住民の生命、身体、財産を守るため、昼夜を問わず消防防災活動に御尽力いただいております全国の消防職員、消防団員及び消防関係者の皆様の御労苦に対し、心から敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

我が国の消防は、関係各位のたゆまぬ御努力により、制度、施策等各般にわたり着実な発展を遂げ、国民の安全の確保に大きな役割を果たして参りました。

こうした中、昨年4月には、消防防災行政を取り巻く大きな環境変化に対応するため、緊急消防援助隊に関する法制度が整備され、消防防災体制の一層の強化が図られました。さらに9月には、国民保護法が施行され、消防が担わなければならない役割は、ますます大きくなっています。

しかしながら一方では、昨年の新潟県中越地震、相次ぐ台風の上陸や豪雨災害、今年に入っても、尼崎市における列車事故や福岡県西方沖、宮城県沖を震源とする地震の発生など、頻発、多様化、大規模化する災害・事故等により、我が国の安心・安全神話に揺らぎが生じています。

国民の安心・安全を確固なものとすることは、政府の基本的な責務であるとともに、我が国の経済活性化の基盤でありますので、官民一体となって、災害・事故発生時の対策及び平常時からの備えを強化することが急務となっています。

消防庁としては、これらに的確に対処していくため、緊急消防援助隊の4,000隊への増強や特別高度救助隊の創設など、消防・救急救助体制を全国的に整備していくとともに、消防防災情報通信ネットワークの高度化・充実強化などに取り組むこととしております。

また、地域防災力の強化を図り、常備消防をはじめ、消防団、自主防災組織、災害ボランティア等多様な主体が一体となった地域防災ネットワークの構築、さらに、大規模災害・テロ・有事等に対する対応などの観点から、消防庁の体制の強化を図る等総合的な消防防災対策を推進して参ります。

私は、第30代という節目の消防庁長官として、国・地方を通ずる防災・危機管理体制の充実強化を図り、消防の使命遂行に全力を尽くして参る所存でありますので、皆様の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

消防の動き



平成17年
10月号

No. 415

平成18年度消防庁重点施策
平成18年度消防庁予算概算要求の概要
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る
地震防災対策の推進に関する特別措置法・施行令の概要
地域防災力の充実に向けた消防団の取組

FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



平成18年度消防庁重点施策

総務課

1 消防防災行政の意義

近年、頻発、多様化、大規模化する災害・事故等により、我が国の安心・安全神話に揺らぎが生じている。

こうした中、国民の安心・安全を確保することは、政府の基本的な責務であるとともに、我が国の経済活性化の基盤であり、官民各々において防災・事故対策等の「安心・安全総点検運動」を展開するとともに、災害・事故発生時の対策及び平常時からの備えを強化することが急務となっている。

2 消防防災行政を取り巻く状況

国内外の社会情勢の変化等により、消防防災行政を取り巻く状況は、近年大きく変化している。

第一に、消防庁長官による緊急消防援助隊の出勤指示権の創設、国民保護法の施行に伴い、消防庁は「政策庁」から「政策・実施庁」へと変革を遂げており、大規模災害・テロ・有事等に対する国家的対応の観点から、消防庁の体制の大幅な充実強化が急務となっている。

第二に、大規模災害発生時における住民の避難や国・地方を通じた初動対応の迅速化を図るためには、日進月歩の高度な情報通信技術を活用した消防防災情報通信ネットワークの高度化・充実強化が不可欠である。

第三に、大規模・特殊災害時における全国的見地からの緊急対応体制の充実強化を図るため、緊急消防援助隊の増強や特別高度救助隊等の創設など、高度消防・救急救助体制を全国的に整備するほか、急増する救急需要への対策を講じることが喫緊の課題となっている。

第四に、先端科学技術の進歩を国民の安心・安全に活かすことが強く求められており、独立行政法人消防研究所の消防庁への統合及び体制整備による危機管理機能の強化、国民の安心・安全に資する消防防災科学技術の高度化が求められている。

第五に、地域防災力の強化は平時より取り込まれるべき課題であり、常備消防をはじめ消防団、自主防災組織、災害ボランティア等多様な主体が一体となった地域防災のネットワーク構築が極めて重要になっている。

第六に、住宅火災による死者数が急増していることや、放火が出火原因の第1位を占めるなど、総合的な火災予防対策等のより一層の推進が求められている。

このため、以下の事項を重点的に実施する。

3 重点的に推進すべき事項

安心・安全の総点検

1. 国・地方の防災・危機管理体制の総点検

(1) 消防庁の体制の大幅な充実強化

大規模地震災害時等における国としてのオペレーション体制の強化を図るため、消防庁の組織体制を大幅に充実強化する。

(2) 地域防災計画の総点検

全地方公共団体の地域防災計画について、計画修正協議を通じた必要な支援を行うなど、総点検を促進するとともに、都道府県間で計画内容の情報共有を推進する。

(3) 実践的な防災訓練等の実施

消防庁に設置した「消防防災・危機管理センター」を活用し、国の関係機関、地方公共団体等と連携した実践的な防災訓練や図上訓練を実施するほか、地方公共団体における実践的な図上シミュレーション訓練の計画的な実施を促進する。

2. 国民保護のための体制づくり

(1) 国民保護のための仕組みの整備・充実

武力攻撃事態の類型ごとの詳細な対応の在り方の検討等により、地方公共団体の国民保護計画の作成を支援するとともに、安否情報システムの開発を行うなど、国民保護のための体制を整備・充実する。

(2) 実践的な訓練の実施及び普及啓発の強化

国民保護のための訓練を国・地方公共団体共同で実施するとともに、パンフレット、視聴覚教材の作成やブロック会議の開催等により、国民保護に関する国民に対しての普及啓発を強化する。

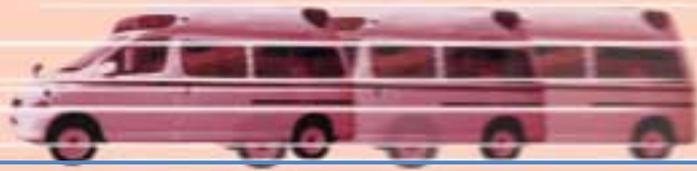
世界最先端の災害緊急情報伝達・収集ネットワークの構築

1. 災害情報の瞬時伝達システムの構築

(1) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備

内閣官房と連携して、災害情報を瞬時かつ全国一斉に住民に伝達するため、衛星通信ネットワークと同報系防災行政無線を接続した全国瞬時警報システム(J-ALERT)を整備する。

(2) 携帯電話・テレビの自動起動・警報受信システムの開発・普及
緊急情報を全住民に対して確実に伝達するため、地上



デジタル放送技術を活用して、携帯電話・テレビを自動的に起動させ、警報を伝達するシステムの開発・普及を促進する。

2. 被災地情報の収集・広域通信体制の強化

(1) 迅速かつ確実な被災地情報収集体制の構築

迅速かつ確実な被災地情報収集を図るため、衛星携帯電話・ヘリコプターテレビ電送システムの全国的整備、夜間のヘリコプター運用についての調査検討及びヘリコプターから通信衛星に直接映像を伝送する技術（ヘリサット）の実用化に向けた検証を行う。

また、震度情報ネットワークについて、システムの効率的な見直しを行うこと等により、震度データ送信及び震度発表のさらなる迅速化等の充実を図る。

(2) 広域活動のための情報通信基盤の確立等

消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用について、各都道府県において整備計画を策定し、両者を強力に推進する。

これらを踏まえ、消防救急無線のデジタル化を通じた全国消防救急通信ネットワークを構築し、被災情報の共有化及び緊急消防援助隊の広域活動のための通信体制を確立する。

また、国・地方公共団体間の防災情報の共有化に向け、消防庁防災情報システムと都道府県防災情報システムを相互接続するなど、地方公共団体等との情報共有化を図るとともに、各種統計報告のオンライン化を推進する。

さらに、IP電話の普及や携帯電話の高機能化等の新しい通信手段の需要を踏まえ、これらからの緊急通報の発信地を特定するシステムについて、実証実験を行う。

高度消防・救急救助体制等の全国的整備

1. 高度消防・救急救助体制の全国的整備

(1) 特別高度救助隊等の全国的展開・配備

大規模災害、テロ、有事等に対して全国的見地から人命を救助する体制を強化するため、高度な救助用資機材、特殊車両及び高度な救助技術・知識等を兼ね備えた救助隊員で構成される「特別高度救助隊」「高度救助隊」をそれぞれ政令市消防本部・中核市規模以上の消防本部に配備し、ウォーターカッター、大型ブローアの整備を行う。

あわせて、消防大学校において特別高度救助隊等の養成講座を創設し、専門的な教育等を実施する。

(2) 緊急消防援助隊の充実及び大幅増強

緊急消防援助隊について、大規模・特殊災害等への対応力を強化するため、基本計画の変更を行い、登録部隊数を4,000隊規模に増強するとともに、資機材等の整備に必要な国庫補助金の大幅な増額等により、その整備・充実を図る。

また、総合的・実践的な訓練を継続的に実施するとともに、基本計画に定める地域ブロック合同訓練や、消防庁ヘリコプターを用いた消防防災ヘリコプターとの複数機合同訓練等について、所要の財政措置を講じる。

2. 救急救命等の充実・高度化

(1) 救急需要対策の検討

救急出場件数が急増していることを踏まえ、救急自動車の適正利用の普及啓発、傷病者のトリアージシステム、民間事業者の活用等について、幅広く検討を行う。

(2) 大規模災害発生時の救急体制の在り方の検討

大規模な地震等の大規模災害が発生した場合における緊急消防援助隊と現地消防本部との連携体制、救急隊と医療機関等関係機関との連携体制、トリアージの実施体制等の災害時の救急業務の在り方等について、検討を実施する。

(3) 救急業務の高度化の推進

傷病者の救命効果の向上を図るため、救急救命士の処置範囲の拡大を推進しつつ、その救急救命処置等の適切な実施に必要な、医師による常時指示体制、医学的観点からの事後検証体制、再教育・研修体制の確保など、メディカルコントロール体制の更なる充実を図る。あわせて、高規格救急自動車や高度救命処置用資機材の整備を促進し、高度な救急救命処置が可能な搬送体制の確保を図る。

また、救急の日等のイベントを通じて、日本赤十字社等の関係機関との連携強化を図りつつ、バイスタンダー（現場に居合わせた人）による自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当の普及啓発を推進する。

消防防災科学技術の向上

1. 消防防災研究開発体制の強化

独立行政法人消防研究所の消防庁への統合及び体制整備により、消防防災分野における研究開発において、国として実施すべき研究開発の充実強化を図るとともに、危機管理機能を強化する。

2. 消防防災に係る科学技術の高度化

消防防災に係る科学技術の高度化により、災害対応力の強化、火災予防対策の推進、危険性物質・危険物施設の安全確保、消火・救急・救助活動に係る技術の高度化等の各分野における重点的な研究開発を推進する。

具体的には、ロボット、ナノテク、ICT等の新技術を活用した高度な技術・資機材の研究開発・実用化の推進、やや長周期地震動に対する浮き屋根式屋外貯蔵タンクの耐震基準強化に伴う浮き屋根を改修する際の標準的設計手法の開発等を行う。



また、消防防災分野に係る競争的研究資金制度の一層の充実を図り、産学官連携による研究開発を推進する。

3. 消防防災分野における国際的課題への対応

平成16年12月のインド洋大津波以降、大規模災害に関する知見・対策の蓄積を有する我が国に対する国際的な貢献への期待が高まっていることから、平成17年1月に開催した世界消防庁長官会議やタイ王国への支援を踏まえ、被災国を中心に諸外国に対して大規模災害に関する教育、避難対策等での教材提供、情報提供・共有、人的交流の推進を行う。

このほか、開発途上諸国への消防防災分野の専門家の派遣、開発途上諸国からの研修員の受け入れ及びトップマネージャーセミナーの開催、国際消防救助隊（IRT）の一層の充実等を図る。

また、日韓消防行政セミナーへの参加など主要国の防災関係諸機関との情報交換等の機会の拡大を積極的に図る。

さらに、消防器具の国際規格について、試験方法等の国際的な標準化に引き続き協力していくほか、消防車両等消防用機器の国際競争力を強化するための諸方策を検討する。

4. 新技術等に対応した防火安全対策等の構築

消防用設備等に係る技術基準の性能規定の導入に伴い、客観的検証法については、一定の知見が得られたものから順次技術基準を策定するとともに、総務大臣が認定を行う特殊消防用設備等については、その申請及び審査が円滑に行えるよう、審査体制の充実強化を図る。また、ユビキタス機能を応用した高機能自動火災報知設備の開発や、高齢者等の災害時要援護者に適した規格・消防用機械器具等の在り方等についても検討を行う。

一方、危険物施設に係る技術基準についても、新技術・新素材の円滑な導入等を一層図るため、性能規定の導入・基盤整備を行う。

さらに、バイオマス燃料、燃料電池自動車用水素スタンド及び固体酸化物型燃料電池等の新技術や環境対策等に対応した総合的な安全対策を推進する。

地域防災力の強化

1. 常備消防力の強化

地域の常備消防力について、平成17年に改正した「消防力の整備指針」を踏まえ、消防防災施設、無線、資機材等の整備を促進するとともに、消防救急車両の規格の標準化を進めるほか、小規模消防本部の広域再編についても引き続き推進する。

また、惨事ストレス対策や消防職員の勤務環境の整備など、職員が安全かつ能率的に業務を遂行できる体制・

環境づくりを進めるとともに、消防職員委員会制度の円滑な運用を図る。

さらに、相次いだ消防職団員の殉職事故を受けて行われた所要の検討を踏まえ、事故事例の情報収集システム及び新しい態様で使用される物品の火災等における情報の一元化システムを構築、運用することとする。

2. 消防団・自主防災組織等の充実強化

消防団員を当面100万人（女性10万人）確保することを目指し、引き続き消防団員の活動環境の整備や、住民の消防団活動への理解を深める施策を推進するとともに、消防団と事業所との連携の在り方について検討を行う。

また、自主防災組織と消防団の連携の在り方について調査検討を行うなど、自主防災組織の活動の活性化及び組織化を図るほか、災害ボランティアの活動環境の整備について、各地方公共団体における取組状況の収集及び分析を行い、地域の実情に即した取り組みの進め方、在り方を検討する。

さらに、地域防災コーディネーターの育成を図り、消防団、自主防災組織、地元企業その他防災関係機関等の連携体制を構築することにより、地域防災力の充実強化を図る。

3. 地域における防災・危機管理体制の強化

(1) 人材育成及び地方公共団体の防災体制の強化等

地方公共団体の幹部クラスの防災・危機管理専任スタッフの配置・研修、地域住民及び地方公共団体職員や消防職団員を対象としたe-カレッジの活用等を引き続き推進するほか、地方公共団体の防災・国民保護担当職員や自主防災組織のリーダー等に対し、幅広く研修を行う体制の整備を検討する。

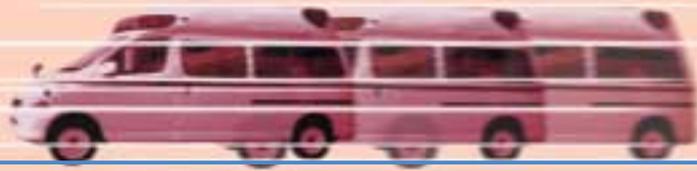
また、消防大学校における地方公共団体の首長等を対象とした危機管理セミナーの充実を図るとともに、受講人員の増大を踏まえ、e-ラーニングによる効率的な研修を行うことで、意欲と能力の高い幹部人材の計画的育成を促進する。

(2) 市町村における具体的な防災・危機管理体制の検討

専任職員・スタッフ・幹部等の効果的な設置パターン、迅速かつ的確な災害対応のための24時間対応体制、防災部局と消防本部との連携・一体化など、市町村における具体的な防災・危機管理体制について検討を実施する。

4. 地域安心安全ステーションの全国展開

自主防災組織や各種コミュニティが消防や警察等と連携し、安心安全パトロールや初期消火、応急手当等を総合的に実施する地域安心安全ステーションについて、引き続きモデル事業を実施するとともに、その全国展開に向け、国民保護も含めた地域の安心・安全の確保について



普及啓発活動を行うほか、当該ステーションを核にした関係機関とのネットワーク強化について検討を行う。

5. 震災対策の充実

東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下型地震対策について、特別措置法等の整備を踏まえ、推進地域における推進計画・対策計画の策定の支援、地域ごとの津波避難計画の策定及び避難地・避難路の整備の促進等の防災対策を推進する。

また、耐震性貯水槽等の整備を促進するとともに、都道府県が策定する耐震化緊急実施計画を踏まえ、効果的な公共施設等の耐震化を強力に推進するほか、耐震改修事業の促進を図る。

6. 特殊災害・テロ災害対策の充実

原子力災害時等の消防活動における隊員の安全管理、活動要領、除染及び汚染拡大防止措置要領等について、マニュアルの周知及び訓練への活用等により、消防機関における原子力災害等対応体制の向上を図る。

また、石油コンビナート防災対策として、市町村長等による防災業務の改善措置命令及び防災規程の変更命令、特定事業者による防災業務の実施状況の定期報告制度についての進捗状況を把握し、必要な指導・助言等を行うとともに、大規模災害時を想定した大容量泡放射システムを含む消火資機材の大規模な訓練を実施するための訓練環境について、検討を行う。

さらに、消防活動が困難な地下空間等における活動支援情報システムについて、技術的検証を行う。

7. 災害時における情報伝達・避難誘導體制の整備・促進

災害時における高齢者等の災害時要援護者の避難について、モデル事業の実施によるアクションプログラムの策定等を踏まえ、地方公共団体における災害時要援護者避難支援プランの作成を支援するとともに、同報系の防災行政無線の整備を促進する。

8. 災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力の推進

災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力について、その一層の推進を図るため、モデル地域を選定し、地方公共団体と連携した防災体制づくりや実践的な訓練の実施等の取り組みを行うとともに、その実績を地方公共団体に対してノウハウとして提示する。

火災予防対策等の推進

1. 住宅防火対策の推進

建物火災の死者数の約9割を占める住宅火災による死

者数の低減に資するため、住宅用火災警報器等の設置を義務付ける消防法の一部改正（平成16年法律第65号）を踏まえ、地域で住宅用火災警報器等の広報・普及啓発活動に取り組む消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等を支援する事業を実施すること等により、これらの団体と連携して、高齢者等を中心とした住宅用火災警報器等の普及啓発を一層推進する。

2. 総合的な防火安全対策の推進

近年の防火対象物の大規模化・複雑化等に伴い、その用途及び利用形態等の多様化も進んできているため、高度な火災監視及び制御システムを有した総合消防防災システムの高度化の一層の推進を図るとともに、防火対象物を本来の用途以外の用途に一時的に使用する場合の防火安全性について検討を行う。

また、小規模雑居ビルをはじめとする防火対象物の消防法令違反の是正を推進するため、全国の消防本部で活用できる違反処理データベースについて、繰り返し違反の是正強化、関係行政機関との連携等の新たな取り組みにも資するようシステムを構築すること等により、違反是正体制の強化を図る。

さらに、避難等訓練マニュアルの充実、消防計画作成マニュアル等の作成などを通じて、防火対象物ごとの実態に合った防火管理体制の確立を図る。

3. 放火火災防止対策の推進

地域で実施した放火火災防止対策戦略プランの評価シート収集・分析結果に基づき、地域の取り組みを反映させるための手法を用いたプランの改定及びプログラムの開発を行うとともに、放火火災情報地図等の基礎となる放火危険度データベースの開発等を推進することにより、地域による「放火されない環境づくり」の取り組みを一層推進する。

4. 危険物事故対策の充実

近年における危険物の火災・漏えい事故の増加傾向を踏まえ、「危険物事故防止アクションプラン」に基づいて、官民一体となって総合的な事故防止対策を強力に推進するとともに、大規模地震に伴う津波や台風等の洪水による浸水に対する危険物施設の安全対策について、検討を行う。

また、危険物施設に係る腐食・劣化に関する評価手法の開発・データベースの整備、自主保安の一層の推進等を行うことにより、火災・漏えい事故の防止、施設の効果的・効率的な保守管理を推進する。

さらに、新規危険性物質の早期把握及び危険性評価等に努めると同時に、潜在的な危険要因に応じた安全対策について調査検討を行う。



平成18年度消防庁予算概算要求の概要

総務課

1 予算要求にあたっての考え方

従来我が国は充実した災害対策や治安の良さ、社会インフラの安全等の安心・安全な社会を基盤とした経済活動を行っており、安心・安全な社会は我が国経済の国際競争力の源泉となっている。ところが昨今、豪雨災害、新潟県中越地震及び福岡県西方沖を震源とする地震といった大規模な災害の発生、出光興産(株)北海道精油所火災等の企業災害や、尼崎市列車事故に見られるようなインフラ施設の故障・人災、また発生が懸念されている大規模地震やNBC災害等により、安心・安全神話に揺らぎが生じている。

こうした中、「安心・安全は経済活性化の基盤」という考え方に立ち、我が国の優位性である安心・安全を維持向上させていくことが必要という認識のもと、平成17年5月24日に開催された経済財政諮問会議において、麻生総務大臣が「麻生 安心・安全ビジョン～安心・安全な社会の確立に向けて」を発表され、「安心・安全の総点検」を

行う必要性等を説明された。

総務省の重点施策及び地方行財政重点施策における消防庁施策関連部分、並びに消防庁重点施策における内容は、基本的にこの麻生ビジョンの内容を踏襲したものであり、また予算要求にあたっての考え方のベースになっている。

平成16年4月施行の消防組織法の改正により、緊急消防援助隊が法定化されるとともに、緊急消防援助隊に対する消防庁長官の指示権が創設されたことに伴い、緊急消防援助隊の全国的な運用調整・オペレーション業務を担う責務が消防庁に生じている。

また、いわゆる国民保護法の制定に伴い、消防庁が新たに法運用上の基幹的役割を果たすことになり、警報伝達や避難指示、安否情報の収集・提供などの法の実効性を高めるための責任が新たに生じている。

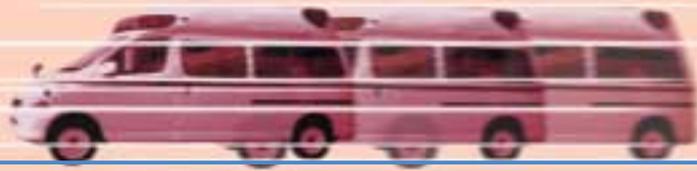
このことにより、消防庁は旧来の企画立案のみに終始する「政策庁」から、国の責務として災害対応のオペレーション業務についても実施する「政策・実施庁」に

平成18年度 消防庁予算概算要求の概要

(単位：百万円、%)

	要求額 a	当初予算 b	比較増減額 c = a - b	増減率 c / b
総 額	17,440	19,529	2,089	10.7
事業費等	6,432	6,263	169	2.7
消防補助負担金	11,008	13,266	2,258	17.0
設備補助金	6,500	8,821	2,321	26.3
うち緊急消防援助隊関係	6,500	5,000	1,500	30.0
施設補助金	4,372	4,372	0	0.0
国庫負担金	136	73	63	85.9
うち緊急消防援助隊活動費負担金	26	26	0	0.0
うち国民保護訓練費負担金	110	47	63	132.2

計数については、端数処理の関係上、計算が合わないことがある。



大きく変革しており、平成17年8月15日には消防庁に新たに「国民保護・防災部」が設置されるなど、組織面においても体制の強化が図られている。

しかしながら、消防庁の本庁定数は近年増員が図られているとはいえ、平成17年度においてもわずかに118名（消防大学校を含めても130名）であり、上述の責務を的確に担うためには、早急かつ大幅な体制強化が不可欠である。このため、平成18年度に消防庁に統合される予定の独立行政法人消防研究所に関する体制整備・充実も含めて、消防庁における危機管理体制の充実強化を図るため、所要の定員・機構要求も行っているところである。

（1）予算フレーム

平成18年度要求額は後述②の概算要求基準を踏まえ、174億40百万円となっている。前年度当初予算と比較して20億89百万円の減となっているが、これはいわゆる三位一体の改革に基づき、消防補助金（設備）のうち、デジタル防災無線、消防団、自主防災組織分（平成17年度当初予算では総額38億21百万円）を平成18年度に廃止して税源移譲対象とすることによるものである。

この結果消防防災設備に関しては緊急消防援助隊関係のみが補助金として残ることになったが、後述のとおり、平成17年度当初予算の50億円から30%増の65億円を要求することとしている。

耐震性貯水槽、高機能消防指令センターの整備のための消防防災施設整備費補助金については、前年度当初予算と同額の43億72百万円を要求している。事業費等については、対前年度比1億69百万円増の64億32百万円を要求しているところである。

（2）緊急消防援助隊の4,000隊への増強に要する経費

緊急消防援助隊は、地震等の大規模・特殊災害発生時における人命救助活動を効果的かつ迅速に実施する消防の応援体制を国として確保するために設けられたものである。阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設され、平成15年6月の消防組織法の改正により、法制化された（消防組織法第24条の4）。

総務大臣が緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定し、計画に基づいて消防庁長官が部隊を登録することとなっており、大規模・特殊災害時には消防庁長官の指示又は求めにより部

隊が出動する。平成17年4月現在、計2,963隊（3万6,000人規模）が登録されている。

緊急消防援助隊は特に法制化及び消防庁長官の指示権創設以降、平成16年7月の新潟・福島豪雨、福井豪雨、同年10月の台風第23号（兵庫県豊岡市等）、新潟県中越地震、今年4月の尼崎市列車事故等に出動し、人命救助等においてめざましい活躍をしているところである。

その一方、中央防災会議において首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震に関する被害想定が相次いで出される中で、国民の安心・安全を確保し、大規模・特殊災害への対応体制を強化するためには、緊急消防援助隊の登録部隊数を現在の3,000隊規模から、平成20年度までに4,000隊規模に増強する必要があるという認識に至ったものである。

具体的には大規模地震発生時の大規模火災発生に備えた消火部隊の増強、高度救助隊の全国的展開・配備をはじめとする救助部隊の増強、大規模救急事案に備えた広域医療搬送体制の強化等救急部隊の増強、これらに伴う後方支援部隊の増強等を想定している。

消防庁としては、緊急消防援助隊を4,000隊規模に増強するために、資機材等の整備に必要な国庫補助金（緊急消防援助隊整備費補助金）を確保するため、平成18年度予算において65億円（平成17年度50億円、対前年度比30%増）を要求しているところである。

（3）特別高度救助隊・高度救助隊創設に伴う資機材整備

大規模災害、テロ、有事等に対して全国的見地から人命を救助する体制等を強化する必要があり、特に救助隊の充実強化が求められているところである。その背景としては、今年4月に起こった尼崎市列車事故における救助隊の活躍や、昨年10月23日の新潟県中越地震において発生した長岡市妙見堰の土砂崩れによる乗用車転落事故において、男児が救出されたこと等が世間の関心を集め、高度な救助隊の必要性が認識されたことにある。現場で中核となり救助にあたったのは、東京消防庁消防救助機動部隊、通称「ハイパーレスキュー隊」であった。高度な救助技術と資機材を有するハイパーレスキュー隊は東京消防庁管内で配備され、現在3部隊で運用されているところであるが、その他の地域では配備されていない。

しかしながら、救助体制の高度化は喫緊の課題であり、



高度な救助隊を全国的に配備するとともに、そのための制度を構築する必要がある。

このため、「特別高度救助隊」を東京都と政令市消防局の15消防本部に配備するとともに、「高度救助隊」を35の中核市消防本部と政令市・中核市を有しない県の15消防本部あわせて50本部に配備しようとするものである。

これらの部隊が有することとなる具体的な資機材については、消防法36条の2の規定に基づく、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」（いわゆる救助省令）に明記されることとなるが、高度救助隊は現行の救助隊の有する資機材に加えて、画像探査機や熱画像直視装置などの高度な探査資機材を有することとし、特別高度救助隊はさらに特殊災害に備えたNBC車両等を有することを予定している。

また、現在国内の消防機関は保有していないが、列車爆破テロや大規模事故等に備えて、ガソリンの蒸気が充満している危険な現場において、火花を出さずにものを切断することのできるウォーターカッターを、地下鉄爆破テロ・大規模火災等に備えて、有毒ガスを排気し、ミクロ噴霧放水も可能となる大型プロアーを国において整備することが必要と考えており、平成18年度においては特別高度救助隊設置予定の5消防本部用として、3億5百万円の予算要求を行っているところである。

また、「特別高度救助隊」及び「高度救助隊」の創設に伴い、消防大学校において、高度救助隊員を養成する講座を開設することとし、そのために必要な経費として16百万円を予算要求しているところである。

(4) 主要事業

高度消防・救急救助及び国民保護体制の整備

緊急消防援助隊の4,000隊への増隊に要する経費、「特別高度救助隊」「高度救助隊」の創設に係る資機材の整備費、国民保護体制の充実強化のための安否情報収集・提供システムの開発費等、113億14百万円を要求している。

消防防災分野における高度情報通信体制の整備・構築

高度情報化社会に対応し、迅速かつ確かな災害等への対応を図るため、夜間におけるヘリコプターを活用した被災地情報把握システムの調査研究費やIP電話等に対応した119番発信地表示システムの検討費等、3億9百万

円を要求している。

消防科学技術研究の推進

消防防災分野における科学技術研究の推進を図るため、消防防災科学技術研究の総合的な推進に要する経費や産学官連携による競争的研究資金制度の充実に要する経費、新技術・新素材（バイオマス燃料等）の活用等に対応した安全対策の確保に要する経費等、10億54百万円を要求している。

地域防災力の強化・安心安全な地域づくり

地域における防災力の強化、安心安全な地域づくりのため、消防団、自主防災組織等の連携による活動の推進や地域安心安全ステーションの整備モデル事業の実施、災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力の推進等に要する経費として、98百万円を要求している。

火災予防・危険物対策の推進

火災予防、危険物施設等における災害対策の推進を図るため、無線ネットワークによる高性能自動火災報知設備の開発や危険物施設の津波・浸水対策の検討等に要する経費として、94百万円を要求している。

救急・国際協力等の推進

急増する救急需要に対する検討、大規模災害発生時の救急体制のあり方の検討や大規模災害等に係る国際協力に要する経費として、60百万円を要求している。

2 概算要求基準（参考）

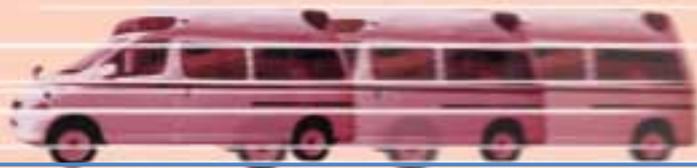
平成18年度概算要求については、平成17年8月11日に閣議了解された「平成18年度予算の概算要求にあたっての基本的な方針について」（いわゆる概算要求基準）に従って行うこととしている。

概要は以下のとおりである。

平成18年度概算要求基準の概要

(1) 予算概算要求基準の基本的な方針

17年度に引き続き歳出改革路線を堅持・強化し、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管



を越えた予算配分の重点化・効率化を図る。

(2) 具体的な積算方式

公共投資関係費

前年度当初予算における公共投資関係費相当額から3%減じた額を基礎とし(要望基礎額)、要望基礎額に120%を乗じた額を上限とする。

義務的経費

前年度の当初予算における義務的経費相当額の範囲内において要求。ただし、人件費の平年度化等の増減額については加算可能。

裁量的経費

前年度当初予算における裁量的経費相当額から3%減

じた額を基礎とし(要望基礎額)、要望基礎額に120%を乗じた額を上限とする。

なお、三位一体の改革に基づき、平成18年度に税源移譲することとなっている国庫補助負担金については、要望基礎額に含まない。

各経費間の要求の調整

～ により算出された額の合計額の範囲内で各経費間で所要の調整をすることができる。

その他

所管を越えた予算配分の重点化を図るため、予算措置の過程において、総額1,000億円の範囲内で、予算措置の総額の上限に加算可能。

「経済財政運営と構造改革の基本方針2005」 における消防予算の位置付け

第3章 新しい躍動の時代を実現するための取組

2. 国民の安全・安心の確保

(略)

国民の安全と安心を確保することは、政府の基本的な責務であるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。

(略)

このため、国民の安全・安心を確保するために別表1の(1)の取組を行う。

<別表1>

(1) (国民の安全・安心の確保)

・大規模災害、テロ、有事等に対する全国的見地からの対応の体制整備や、住民及びNPO等の協働による安全・安心な地域づくりなどを推進する。首都直下地震など大規模地震対策、治山治水対策を始めとし、消防等の防災対策については、被害減少に向けた成果目標を設定し、そのために戦略的・重点的に施策を推進する。また、防災情報の迅速な伝達体制の整備、地域の防災拠点となる公共施設及び住宅等の耐震化、防災の高度化、事業継続計画の策定等地域や企業の防災力の向上と国際防災協力の推進などを戦略的・重点的に推進する。あわせて、テロ、有事に対する国民保護の体制整備を推進する。

(以下略)



日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法・施行令の概要

防災課

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

北海道東方沖から東日本沖にかけての北米プレートに太平洋プレートが沈み込む部分では千島海溝や日本海溝が形成されており、その周辺では多くの地震が発生しています。日本海溝・千島海溝周辺で発生する地震は、マグニチュード7前後のものからマグニチュード8を超える巨大なもの、プレート境界で発生するものやプレート内部で発生するもの、さらには地震の揺れのわりに大きな津波が発生する津波地震など様々なタイプの地震が発生しています。中には約40年間隔で発生する宮城県沖地震など、繰り返しの発生が確認され、その切迫性が指摘されている地震もあります。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会

日本海溝・千島海溝周辺では、過去において、揺れの大きな地震はもとより、大津波を伴う地震が多数発生していることなどから、この地域で発生する海溝型地震による地震・津波防災対策、特に巨大な津波に対する防災対策の確立を図るため、平成15年10月27日、中央防災会議に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調

査会」が設置されました。

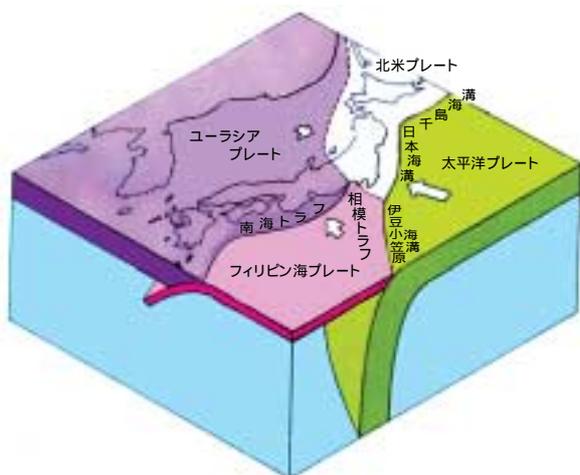
この専門調査会においては、日本海溝・千島海溝周辺で発生する海溝型地震のうち、防災対策上の対象とすべき地震を決定したうえで、その地震の揺れの強さ、津波の高さ、これらにより発生する液状化、急傾斜地崩壊、津波による浸水の状況等の被害を想定し、それらに対する地震防災対策について検討を行うこととされています。

先に行われた第10回専門調査会では、場所によっては15mを超える津波が襲来するとの推計などが発表されました。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法・施行令

平成16年3月26日、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図るためには法的整備が必要であるとして、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）」が、議員立法により成立し、同年4月2日に公布、平成17年9月1日に施行されました。

同法により、内閣総理大臣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるために地震防災対策を推進する必要がある地域を「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」として指定するとともに、中央防災会議は、国の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の基本方針となる「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」を作成することとされています。推進地域の指定を受けた地方公共団体等防災関係機関は、基本計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備や津波からの防護及び円滑な避難などに関する



日本付近のプレートとその運動

る事項等を内容とする「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を作成することとされています。また、推進地域内において地震防災上の措置を講じる必要があると認められる重要な施設又は事業を管理し、又は運営する者のうち基本計画で定める者は、津波からの円滑な避難に関する事項等を内容とする「地震防災対策計画」を推進地域の指定から6カ月以内に作成することとされています。なお、「地震防災上緊急に整備すべき施設等」や「対策計画を作成する者」などの内容は政令で定めることとされており、同法施行令において具体的に定められています。

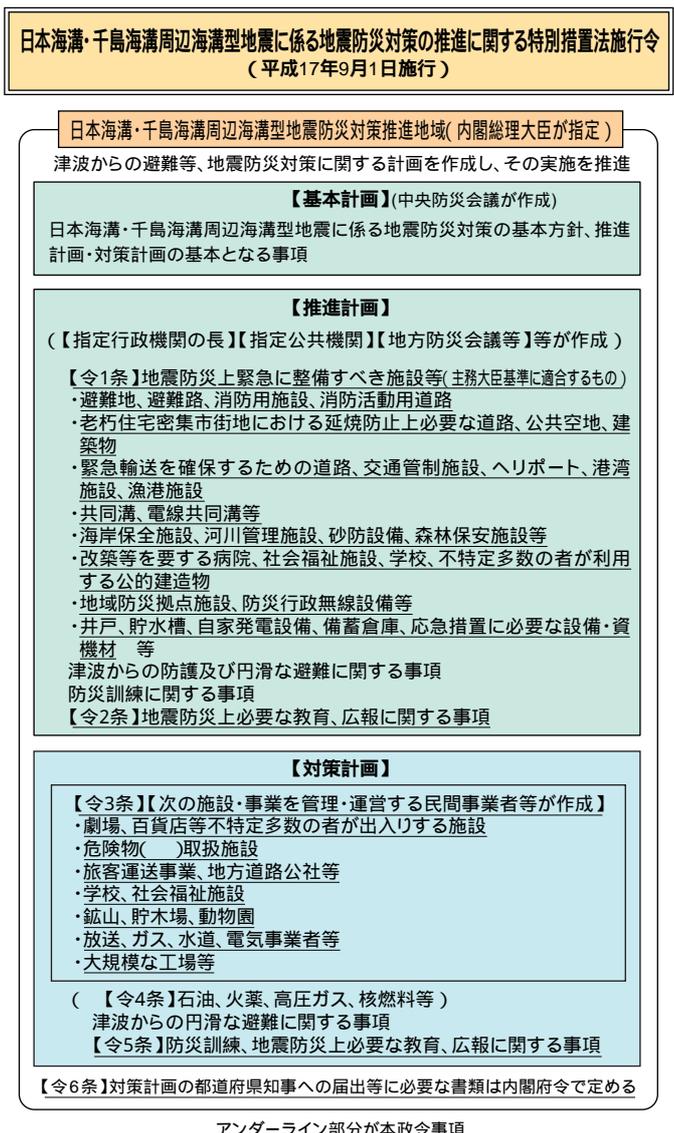
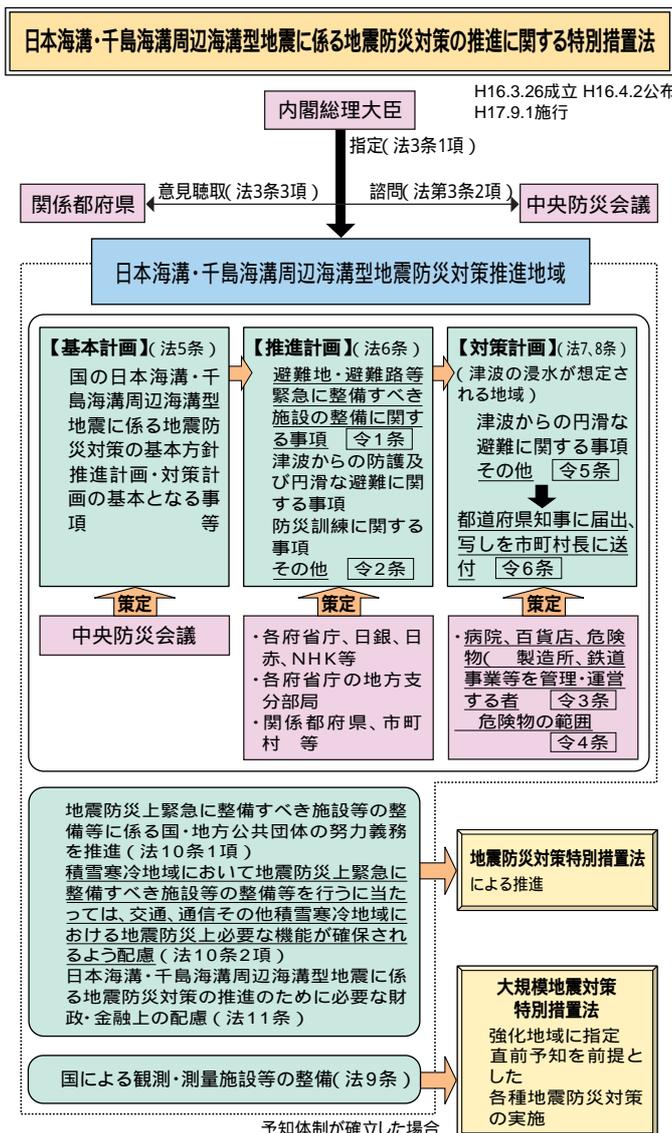
これにより、国、地方公共団体、民間事業者等が一体

となって地震防災対策を推進していくこととなります。

今後の対応

内閣総理大臣が推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問するとともに、関係都道府県の意見を聴くことになっており、これらの手続きを含めて、年内を目途に推進地域の指定を行う予定になっています。

消防庁では、推進地域の指定及び地方公共団体等の推進計画や民間事業者の対策計画の策定などについて、必要な指導や助言を行うとともに、関係機関の連携がより一層強化されるよう支援していきます。





地域防災力の充実にに向けた消防団の取組

防災課

消防団は、地域防災体制の中核的存在として地域の安心・安全のため、大きな役割を果たしていますが、近年の社会環境の変化等から、消防団員数の減少等の様々な課題に直面しています。

しかしながら、消防団員数が減少する一方で、女性消防団員数は年々増加しています。

地域に密着して生活し、地域コミュニティとの結びつきが強い女性の能力が地域防災力の充実に強化のために一層期待されるようになり、消防団の組織の活性化及び地域のニーズに応える方策として、女性消防団員を採用しようという動きが全国的に広まっています。

今回は、平成17年に新たに女性消防団員を採用した消防団の事例を紹介します。

1 富山県内の消防団の取組

滑川市消防団の取組

富山県滑川市では、平成17年7月から消防団発足以来初めて女性消防団員を採用しました。

その概要は次のとおりです。

滑川市消防団の概要（平成17年4月1日現在）

- ・消防団員数 : 313人
- ・消防団員の平均年齢 : 44.1歳

（女性消防団員採用の経緯等）

近年は消防団員の減少、高齢化やサラリーマン団員の増加、住民の消防団に対する認識の希薄化など多くの課題に直面していたことから、今後の消防団活動を推進し、活性化・ソフト化を図るため女性消防団員の採用を決定しました。

平成17年6月に消防団員の条例定数を320人から330人へ改正するとともに、市広報誌により市内に在住する18歳以上（高校生は除く）50歳未満の女性消防団員を公募する一方、各分団による加入促進の活動も併せて実施した結果、予定した10人の女性消防団員の採用を決定し、平成17年7月31日に滑川市消防団女性消防団員入団式を開催しました。

（女性消防団員の活動内容）

女性消防団員の入団後の配置については、団本部付けとして活動します。

主な活動は、次のとおりです。

- ・応急手当講習や防火防災に関する研修を受講

- ・火災予防運動等における予防広報、高齢者宅等を訪問し防火相談及び防火指導を実施
- ・各種訓練並びに各種行事、式典等への参加
- ・警戒時における広報活動の実施
- ・災害時の活動としては、通常の火災には出動せず、大規模災害時には、救護活動や情報収集等の後方支援活動を予定



滑川市女性消防団員の入団式

南砺市消防団の取組

富山県南砺市では、平成17年9月から消防団発足後初めて女性消防団員を採用し、女性分団を設置しました。

その概要は次のとおりです。

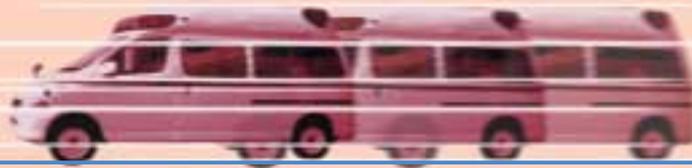
南砺市消防団の概要（平成17年4月1日現在）

- ・消防団員数 : 1,225人
- ・消防団員の平均年齢 : 40.2歳

（女性消防団員採用の経緯等）

消防団員数の減少や消防団員の高齢化といった課題がある一方、消防団の活動は、従来からの消火・警防活動のほか、防火指導や予防啓発等、多様化していて幅広い人材が求められるようになっており、女性の視点での気配りを大事にした予防活動の充実に目的として、採用を実施しました。

平成17年5月30日から同年6月20日までの間、南砺市ホームページ、また、旧町村の婦人会に募集の周知や応募を依頼し、20歳代から50歳代の主婦や会社員、公務員ら36人を採用しました。平成17年9月25日付けで入団し、同日に、南砺市消防団女性分団結成式を開催しました。



（女性消防団員の活動内容）

入団後の配置については、新たに女性分団へ配属し、分団長から団員まで位置付けして任務にあたります。

主な任務は、次のとおりです。

- ・ 応急手当普及員講習を受講し、普及員の資格を得た後に、応急手当講習会において受講者への指導と救護活動を予定
- ・ 防火防災に関する研修を受講し、専門的な知識を習得した後に、高齢者宅への防火訪問や住宅防火指導を予定
- ・ 各種訓練並びに各種行事、式典等へ参加予定。既存の消防団音楽隊への参加希望があれば、音楽隊員として火災予防の普及啓発活動も予定
- ・ 災害時の活動としては、通常の火災には出動せず、大規模災害時には、情報収集や広報といった後方支援活動を予定

2 広島県内の消防団の取組

東広島市消防団の取組

東広島市では、平成17年2月の市町村合併を期に、旧黒瀬町消防隊から女性消防団員57人を採用し、新たに女性分団として東広島市消防団第九方面隊第七分団を設置しました。

その概要は次のとおりです。

東広島市消防団の概要（平成17年4月1日現在）

- ・ 消防団員数 : 1,637人
- ・ 消防団員の平均年齢 : 41.5歳

（女性消防団員採用の経緯等）

女性消防隊としての経験を踏まえ、時代に即した消防団を目指すとともに、女性の能力を活用（「女性の方が話しやすく、親しみやすい」、「地域の実情を把握している」）し、消防団の活性化を図り、地域のニーズに応えることを目的として、旧黒瀬町消防隊から女性消防団員57人を採用しました。平成17年2月7日付けで入団し、4月10日に合併後新たに編成された東広島市消防団の結団式を開催しました。

（女性消防団員の活動内容）

入団後の配置については、新たに女性分団へ配属し、分団長から団員まで位置付けして任務にあたります。

主な任務は、次のとおりです。

- ・ 定期的に応急手当講習や防火防災に関する研修を受講
- ・ 各種訓練並びに各種行事、式典等への参加
- ・ 防火パレードなど防火広報活動
- ・ 災害時の活動としては、通常の火災や大規模災害時に於いて、情報収集並びに応急救護及び避難誘導等の後方支援的な活動



東広島市消防団員の活動

その他、今後、管轄する区域内で自主防災組織が結成される際には、「地域と行政」とのパイプ役として期待されています。

3 消防庁の周知施策

女性消防団員数については年々増加していますが、消防団員総数に占める割合は約1%程度にとどまっている状況（平成16年4月1日現在）であり、消防団を充実強化し、地域の安全確保という消防団の役割を果たしていくためには、女性団員数の更なる増加が課題となっています。

消防庁では、都道府県・市町村・消防機関に対して、平成16年2月19日付け「消防団への女性の入団促進について」で通知（詳しくは、<http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi1602/160219sy038.html>をご覧ください。）するとともに、女性の消防団への参加促進を目的としたリーフレットを作成・配布（詳しくは、http://www.fdma.go.jp/syobodan/policy/pdf/160812_r6.pdfをご覧ください。）しています。

また、平成17年1月に通知した「消防団員の活動環境の整備について」において、機能別団員及び機能別分団など消防団の多様化方策を提言しており、女性分団の採用の例もあげています。同提言においては、妊娠や育児等で長期間消防団活動に参加できない場合に団員の身分を保持したまま一定期間活動を休止できる「休団制度」も例としてあげているので、地域防災力の充実強化のために女性消防団員の採用を検討している消防団においては、1及び2の事例とともに、同提言を参考にしてください。（詳しくは、http://www.fdma.go.jp/html/new/katudokankyo_t.pdfをご覧ください。）



避難・消火困難な物品販売店舗における防火安全対策のあり方についての報告書の概要について

予防課

はじめに

平成16年12月13日の夜、さいたま市内にある「ドン・キホーテ浦和花月店」で火災が発生して店舗を全焼し、死者3名、負傷者8名が発生する惨事となりました。

火災が発生した物品販売店舗は、多数の可燃性の商品がうずたかく高密度に陳列されており、このような店舗では、放火等何らかの火源により物品に着火すると比較的短時間で炎が拡大し、避難や消火活動が困難になる可能性が指摘されました。

消防庁では、これらの事態を重視し、室崎益輝(独)消防研究所理事長を委員長として「避難・消火困難な物品販売店舗における防火安全対策検討会」(以下「検討会」という。)を設置し、類似店舗の実態及び火災発生状況の把握に努めるとともに、避難・消火困難な物品販売店舗についての火災実験を行い、有効な防火安全対策について調査検討を行いました。

検討会の検討結果を取りまとめた報告書及びこのような物品販売店舗における講ずべき防火安全対策は、「避難・消火困難な物品販売店舗において講ずべき防火安全対策について」(平成17年8月9日付け消防予第190号・消防安第178号)により消防機関をはじめとする関係機関に通知しています。

ドン・キホーテ浦和花月店(埼玉県さいたま市)火災の概要

火災発生日時：平成16年12月13日(月)20時15分頃
鎮火日時：平成16年12月14日(火)8時40分
被害状況：
・死者3名、負傷者8名
・焼損程度 約2,237㎡(建物1棟全焼)

検討会の検討経過等

<第1回 検討会>(平成16年12月22日)

【検討事項】

- ・ドン・キホーテ浦和花月店火災の概要
- ・避難・消火困難な物品販売店舗の実態
- ・避難・消火困難な物品販売店舗に係る防火上の課題

<第2回 検討会>(平成17年1月14日)

【検討事項】

- ・避難・消火困難な物品販売店舗に対する立入検査結果
- ・避難・消火困難な物品販売店舗において当面对応すべき対策

<第3回 検討会>(平成17年7月28日)

【検討事項】

- ・避難・消火困難な物品販売店舗における防火安全対策検討会報告書案に関する検討

<火災実験>

「防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会」における消防活動支援性能WG火災実験

消防用設備等が要求する性能の整理及び分析、消防用設備等が要求する性能を評価するための手法(客観的検証法)を確立するための実験等を行い、客観的検証法の早期確立に資する基礎データの整理・分析を行うために設けられた検討会において、物品販売店舗等の収容可燃物を変えて行った火災実験結果を踏まえ、着火後の燃焼性状について定量的な分析・評価を行った。

避難・消火困難な物品販売店舗火災実験1 (独立行政法人建築研究所火災実験棟)

ドン・キホーテ浦和花月店と同様の商品陳列を行った上で、商品の陳列棚上端から天井面までの距離0.7mとして、着火した商品陳列棚(以下「着火陳列棚」)から隣接



火災実験の様子

する陳列棚(以下「隣接陳列棚」)への延焼メカニズムを検証した。

避難・消火困難な物品販売店舗火災実験2 (独立行政法人消防研究所大規模火災実験棟)

実験1と同様の商品陳列を行い、商品の陳列棚上端から天井面までの距離を2.5mとして、着火陳列棚から隣接陳列棚への延焼メカニズムを検証した。

避難・消火困難な物品販売店舗

前述の実験結果をまとめる

石油系原料を主成分とするクッション家具(特に火災成長係数大きいポリエステル、ポリプロピレン、ウレタンフォーム、アクリル等の石油系原料を主成分とするクッション、座椅子、座布団等をいう。)化繊系衣類等が燃えると、一般的な売場の2倍程度、事務用途の4倍から8倍程度の速さで火災規模が大きくなる。

独立陳列棚(独立陳列棚とは、商品を陳列するために設けられた棚であって、壁際に沿って設けられた棚以外の棚をいう。)の上端と天井との距離が80cm以下である場合は、短時間で隣接陳列棚に着火するとともに、その裏面も短時間で高温状態になる可能性が高いため、火災時の延焼拡大速度が速く避難困難性が高いといえる。

なお、陳列棚相互間の距離は天井との距離に比べて延焼拡大に及ぼす影響が小さい。

これらのことから、「避難・消火困難な物品販売店舗(売場)」とは、「石油系原料を主成分とするクッション家具、化繊系衣類等を陳列している独立陳列棚で、当該棚に陳列される商品の上端が天井から80cm以内にあるものが複数設置されているもの」と定義することとしました。

避難・消火困難な物品販売店舗において講ずべき防火安全対策

「避難・消火困難な物品販売店舗(売場)」に該当する物品販売店舗については、火災発生時における避難の困難性、燃焼性状による初期消火活動の困難性に鑑み、火災の予防及び防火管理体制の維持管理を徹底指導するとともに、次に掲げる事項について強化する必要があります。

放火火災防止対策

火災が発生した場合の危険性を踏まえると、放火火災防止対策のより一層の強化を図ることが重要であり、監視体制の強化、死角となる場所における可燃物の除去等、放火火災防止対策を推進する必要があります。

消火対策

火災が発生した場合、消火器や屋内消火栓設備を活用して初期消火を行うこととなるため、迅速かつ確実に初期

消火を行うことができるよう全ての従業員がこれらの使用方法を習熟し、火災初期段階で火災を覚知、消火することが重要となります。

避難対策

火災時の避難困難性が高いため、短時間(歩行距離)で安全な場所に避難できるように避難通路を設定する必要があります。また、避難階以外の階に人が入る場合は、屋外に至るまでの避難経路についても一定の安全措置を講じる必要があります。

違反是正の徹底

避難・消火困難な物品販売店舗火災における危険性を踏まえ、避難施設の管理、防火管理体制その他の違反是正の徹底を図り、関係者に違反の重大さを認識させるとともに、時機を失することなく適切な措置命令を発動する必要があります。

結 び

ドン・キホーテ浦和花月店火災の後、物品販売店舗における放火火災が続き、放火火災対策の重要性が再認識されました。

検討会では、避難・消火困難な物品販売店舗における避難や消火活動の困難性を踏まえて、講ずべき防火安全対策について一定の提言がなされました。

しかし、避難・消火困難な物品販売店舗における防火安全性を維持するためには、避難・消火困難な物品販売店舗における火災の危険性を物品販売店舗の関係者が十分に認識し、放火火災防止に努めるとともに、火災時における迅速かつ的確な対応が行えるように訓練を行うことが重要です。今回取りまとめた報告書及び映像が、お客様が安心して利用できる店舗づくりに活かされることを期待しています。



火災後のドン・キホーテ浦和花月店

平成16年中救急・救助の概要(速報版)

救急企画室・参事官・応急対策室

1 救急業務の実施状況

出場件数は500万件の大台を突破

平成16年中の救急出場件数及び救急搬送人員は、それぞれ503万1,464件、474万5,872人であり、出場件数が初めて500万件を超えました。(ヘリコプターによる出場件数2,356件、搬送人員2,403人を含む。)(図1参照)

また、救急自動車による出場件数は、一日平均約1万3,741件で、約6.3秒(前年は約6.5秒)に一回の割合で救急出場し、国民の約27人(前年は約28人)に1人が救急車により搬送されたこととなります。

また、現場到着までの所要時間の全国平均は6.4分(前年は6.3分)、医療機関収容までの所要時間の全国

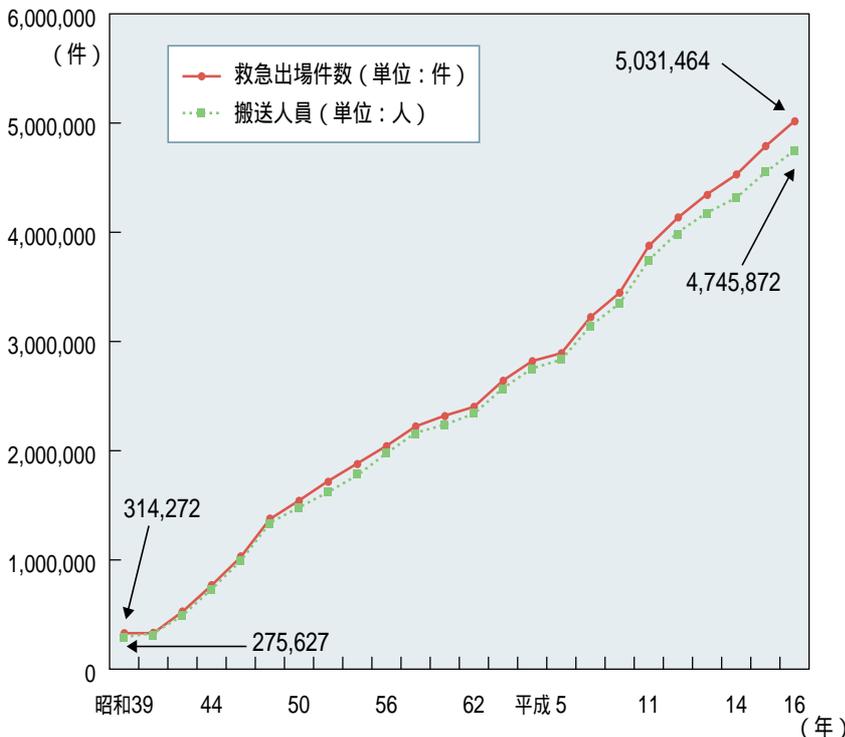
平均は30.0分(前年は29.4分)となり、延長傾向にあります。

救急救命士を運用している
救急隊数は全国4,757隊のうち
3,722隊(78.2%)

消防庁においては、「全ての救急隊に救急救命士が常時1名配置される体制」を目標に救急救命士の養成と、運用体制の整備を推進しています。

平成17年4月1日現在救急救命士を運用している消防本部数は、全国848消防本部のうち843本部(99.4%)、救急救命士を運用している救急隊数は、全国4,757隊のうち3,722隊(78.2%)となり、その割合は年々高まってきています。また、救急業務に従事している救急救命士数は1万5,317人となり、年々増加しています。

図1 救急出場件数及び救急搬送人員の推移



平成10年以降の救急出場件数及び搬送人員については、ヘリコプター搬送分を含む。

救急救命処置等の 実施件数は5万件以上

救急救命士が救急救命士法に基づいて行う処置については、「器具による気道確保」が3万4,880件、「除細動」が1万0,259件、「静脈路確保」が9,313件で、合計5万4,452件となっており、対前年比15.5%増となりました。

応急手当講習の受講者は 約112万人

消防庁では救命効果の向上を図るため、バイスタンダー(救急現場に居合わせた人)による応急手当の普及啓発活動を推進しています。

平成16年中に消防機関が行った応急手当普及講習の修了者数は、111万9,610人(うち普通救命講習105万3,715人、上級救命講習6万5,895人)となり、国民の約114人に1人が受講したことになります。

また、応急手当が実施された傷病者数は、全国の救急隊が搬送した心肺停止傷病者数の33.5%にあたる3万1,815人となっています。

2 救助業務の実施状況

救助出動件数・救助活動件数ともに交通事故が第1位

平成16年中の救助出動の件数は8万8,269件であり、これを前年と比較すると、救助出場件数7,445件(9.2%)増加し、救助活動件数も4,578件(8.8%)増加しています。救助出動件数のうち、交通事故による

ものは、3万8,391件で全体の43.5%と約半分を占め、自然災害については、2,001件と前年(244件)の約8倍に増加しています。(表1・表2参照)

3 消防防災ヘリコプターの活動状況

自然災害の多発により、航空部隊の出場件数は過去最高

平成16年中の消防防災ヘリコプターの活動は5,692件で、そのうち、救急搬送件数は2,356件で、共に過去最高となりました。

平成16年4月に改正消防組織法等が施行され、都道府県航空隊が航空機(ヘリコプター等)を用いて市町村の消防を支援できることが法制上明確となったことから、今後ますます消防防災ヘリコプターの活用が促進されることが期待されます。

表1 救助活動の状況

(平成16年中)

区分	救助出動件数	救助活動件数	救助人員
平成16年中	88,269件	56,388件	65,854人
平成15年中	80,824件	51,810件	52,301人
対前年増減数	7,445件	4,578件	13,553人
対前年増減率(%)	9.2%	8.8%	25.9%

* 救助出動件数とは、消防機関が救助活動を行う目的で出動した件数です。

* 救助活動件数とは、救助出動件数のうち実際に救助活動を実施した件数です。

表2 事故種別救助活動状況

(平成16年中)

区分	火災	交通事故	水難事故	自然災害	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	爆発事故	その他	合計
救助出動	6,403	38,391	3,283	2,001	2,028	18,655	224	12	17,272	88,269
	7.3%	43.5%	3.7%	2.3%	2.3%	21.1%	0.3%	0.0%	19.6%	100%
救助活動	6,403	22,114	2,152	1,166	1,120	14,608	93	5	8,727	56,388
	11.4%	39.2%	3.8%	2.1%	2.0%	25.9%	0.2%	0.0%	15.5%	100%
救助人員	1,380	29,040	2,090	9,302	1,260	14,436	85	3	8,258	65,854
	2.1%	44.1%	3.2%	14.1%	1.9%	21.9%	0.1%	0.0%	12.5%	100%

* %は構成比を示します。

* 火災時の救助出動件数は、出動し実際に救助活動を実施した場合に出動件数として計上しています。したがって救助出動件数と救助活動件数は同数となっています。

平成17年度総合防災訓練の実施概要

応急対策室

平成17年度の政府における総合防災訓練は、9月1日の「防災の日」に、

首都直下地震を想定した発災対応型訓練

東海地震を想定した予知対応型訓練として実施しました。

首都直下地震対応訓練では、東京湾においてマグニチュード7.3の地震が発生したとの想定の下、官邸における政府本部運営訓練、八都県市合同防災訓練会場（千葉市）への政府調査団の派遣及び広域医療搬送訓練を行いました。

東海地震対応訓練では、注意情報発表から警戒宣言発

令、地震発生後に至る対応について政府情報伝達訓練を行うとともに、静岡県焼津市において行われた静岡県総合防災訓練現地会場に政府調査団の派遣を行いました。

消防庁では、政府訓練への参加のほか、地方公共団体の訓練とも連携し、消防防災・危機管理センターにおいて災害対策本部運営図上訓練を実施するとともに、現地訓練会場（千葉市）への職員派遣等を行いました。

また、広域応援訓練として、緊急消防援助隊の愛知県隊（名古屋市消防局救助工作車型）を自衛隊輸送機（C130）により航空自衛隊小牧基地から海上自衛隊下総基地へ輸送する訓練を実施しました。



消防庁における災害対策本部運営図上訓練



倒壊建物からの救出訓練



英語版CD-ROM 「地震...その時に備えて 津波対策編」の作成

防災課

昨年12月に発生したスマトラ島沖大地震・インド洋津波による被害は、東南アジア諸国、インド洋沿岸諸国等で死者・行方不明者30万人以上という、人類史上、稀に見る大災害となりました。消防庁では、災害発生後速やかに、国際消防救助隊を派遣し、行方不明者の搜索救助活動等を行ったところです。

その後、国際機関により、インド洋における津波早期警報システム構築が提案され、その国際的な取り組みの中で、日本の津波災害の教訓と地方公共団体、消防団や自主防災組織などによる地域の取り組みが被災各国が国内体制を構築するためのモデルとして注目されるようになり、消防庁では、インド洋津波被災国支援のため、各国からの研修・国内視察などの受け入れを積極的に行っています。

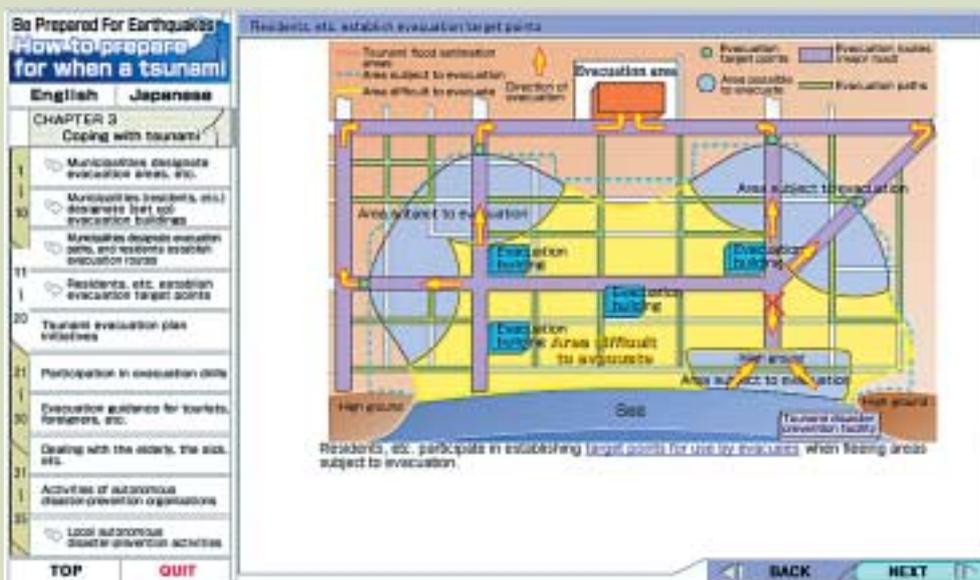
このたび消防庁では、津波に対する正しい知識と我が国

の津波に関する防災対策を、諸外国の方たちや日本に在住する外国人の方たちに分かりやすく紹介するための教材として、英語版CD-ROM「地震...その時に備えて 津波対策編」を作成しました。

このCD-ROMは、いざというときに一人ひとりがあわずに適切な行動がとれるように、津波に対する正しい知識と安全のための備えについて理解を深めていただけるものとなっています。

消防庁では、各都道府県の防災担当課、地域国際化協会担当課等に配布するとともに、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp>) に掲載することとしています。我が国の津波対策のノウハウが諸外国の津波災害による被害軽減に活かされるとともに、津波に関する正しい知識が日本に在住する外国人の方たちに普及することを期待しています。

CD-ROM 画面(例)



CD-ROMの内容

- 津波を学ぶ
- ・津波の基礎を学ぼう
- ・恐ろしい津波被害
- 津波から命を守ろう
- ・津波予報に気を付けよう
- ・津波からの避難
- ・日頃からの心がけ
- 津波への対策
- ・命をまもるための
- 津波避難計画
- ・巨大地震への対策
- ・津波防災サミット

防災功労者内閣総理大臣表彰式

総務課

平成17年防災功労者内閣総理大臣表彰式が、去る9月8日(木)11時から内閣総理大臣官邸において、細田博之内閣官房長官ご臨席のもと、盛大に挙行されました。

防災功労者表彰とは、毎年9月1日を「防災の日」とし、「政府、地方公共団体等関係諸機関を始め、広く国民が、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資する」という趣旨に基づき、行われているもので、

- 1 災害時における防災活動について顕著な成績をあげ又は功績があったもの。
- 2 防災思想の普及又は防災体制の整備について顕著な成績をあげ又は功績があったもの。

等に該当するものとして、各省庁から推薦のあった個人又は団体を内閣総理大臣が表彰しているもので、今回は、2個人と32団体が受賞しました。そのうち消防庁推薦の受賞者は次の18団体です。

「平成16年新潟県中越地震災害母子救助活動」

- ・ 仙台市消防局 (宮城県)
- ・ 水戸市消防本部 (茨城県)
- ・ 宇都宮市消防本部 (栃木県)
- ・ 千葉市消防局 (千葉県)
- ・ 東京消防庁 (東京都)
- ・ 新潟市消防局 (新潟県)
- ・ 長野市消防局 (長野県)

「平成16年における消防団の災害活動」

- ・ 長岡市長岡消防団 (新潟県)
- ・ 長岡市中之島消防団 (新潟県)
- ・ 長岡市山古志消防団 (新潟県)
- ・ 三条市三条消防団 (新潟県)
- ・ 小千谷市消防団 (新潟県)
- ・ 見附市消防団 (新潟県)
- ・ 川口町消防団 (新潟県)
- ・ 豊岡市豊岡消防団 (兵庫県)
- ・ 福岡県水上消防団玄界水上分団 (福岡県)

「防災思想の普及」

- ・ 鶴舞自治会・鶴舞自主防災委員会 (埼玉県)
- ・ ひらつか防災まちづくりの会 (神奈川県)



平成17年防災功労者内閣総理大臣表彰 全受賞者



平成17年防災功労者内閣総理大臣表彰受賞者(消防関係者)

平成17年度総合防災訓練における 緊急消防援助隊運用訓練概要

千葉市消防局

政府の平成17年度総合防災訓練が、去る9月1日千葉市で開催された八都県市合同防災訓練と併せて実施されました。

この中で、緊急消防援助隊運用訓練が、広域地震災害応急対策訓練の一環として、近隣都県消防機関の協力のもと活動体制を検証するため実施されました。

また、小泉純一郎内閣総理大臣の政府専用ヘリコプターによる来場に併せ、麻生太郎総務大臣及び板倉敏和消防庁長官が東京消防庁のヘリコプターで会場入りし訓練を観閲、訓練終了後には麻生総務大臣から訓練に参加した緊急消防援助隊員に対し激励をいただきました。

1 日 時

平成17年9月1日(木) 12時45分から13時20分まで
(八都県市合同防災訓練の全体訓練は11時30分から13時30分まで)

2 場 所

千葉市中央区川崎町2 - 18番地
「千葉市蘇我スポーツ公園予定地」

3 参加機関及び部隊等

(1) 消防庁指揮支援車	1 隊	4 人
(2) 東京都隊	5 隊	22 人
(3) 神奈川県隊	5 隊	22 人
(4) 埼玉県隊	5 隊	22 人
(5) 静岡県隊	5 隊	22 人
(6) 名古屋市消防局救助部隊	2 隊	10 人
(7) 千葉市緊急消防援助隊調整本部		7 人
合 計	23 隊	109 人



本部テント前を訓練出場する緊急消防援助隊



調整本部訓練において到着報告を行う神奈川県隊



4 訓練内容

大規模地震発生に伴い、中高層建物が一部損壊及び多くの建物が倒壊し負傷者が多数発生したため、消防庁長官指示により応援部隊が出動したという想定のもと、下記の訓練を実施しました。

(1) 調整本部設置訓練

応援部隊が迅速かつ的確に活動できるようにするため、訓練会場内に千葉市緊急消防援助隊調整本部を設置し、消防庁派遣職員とともに、情報の集約・関係機関との連絡調整・部隊配備等を行いました。

(2) 受援対応訓練

東京消防庁指揮支援隊長、神奈川・埼玉・静岡の各県隊長及び名古屋市消防局救助部隊長が調整本部長に到着報告を行った後、調整本部長から任務付与が行われるとともに、活動場所等の状況説明を行いました。

(3) 救出救助(中高層建物・倒壊建物)訓練

千葉市消防局部隊との連携により情報の共有化を図るとともに、それぞれの活動場所において人命検索・救助及び火災防御訓練を実施しました。



広域医療搬送訓練

5 終わりに

今回の訓練は、活動体制の検証はもとより、調整本部機能の検証を行うために訓練会場内に調整本部を設置し、任務付与から各部隊の活動までの訓練を実施しました。折からの猛暑ではありましたが、各隊士気旺盛の中で訓練が繰り広げられ、大いに成果をあげることができました。今後も、あらゆる機会を捉えこのような訓練を実施することで、緊急消防援助隊の迅速かつ効果的な活動体制の確立を図っていきたいと考えています。

最後に、今回の訓練に際しまして、ご参加いただいた消防機関の皆様のご支援、ご協力に深く感謝申し上げます。



訓練会場を観閲する麻生総務大臣



訓練終了後、緊急消防援助隊に訓辞・激励を行う麻生総務大臣と板倉消防庁長官



愛媛県 松山市消防局
消防局長 重見 憲司

「災害に強いまちづくりをめざして」

松山市は愛媛県のほぼ中央に位置し、瀬戸内海に浮かぶ中島から高縄山系のすそ野の平野を経て、重信川と石手川により形成された松山平野へと広がっています。気候は温暖な瀬戸内海気候で、全体に降水量は少なめで、積雪もごく少量、台風の通過も太平洋側に比べれば少なく、穏やかで恵まれた気候条件です。



防災かば君

しかしながら本市でも、平成13年に発生した芸予地震で大きな被害を受け、また昨年は度重なる台風の襲来で被害を被り、市民の防災に対する意識が高まっています。

「消防・防災情報システムの活用」

わが消防局は51万市民の安心・安全を守るため、1局（5課）本署5支署の組織と446名の職員を擁しています。本年1月1日には隣接の1市1町を編入合併し、市の面積が1.5倍になり、人口も四国で始めて50万人を突破するなど広域化しているため、今年度は市の東部の山間部の救急体制を充実させるため、支署の建設を進めており、来年4月の開署をめざしています。

消防・防災分野のICT化では、平成15年4月に通信



松山市消防局通信指令室

指令管制システムと消防情報システムを最先端の機器に更新して運用開始しており、急増する救急車の出動や消防車両等の効率的な運用に効果を発揮しています。また平成17年4月には全庁的に運用する防災情報システムを新たに構築し運用を開始しました。このシステムでは全職員が情報を共有したり、指揮命令がスムーズに末端まで伝達できるなどの工夫をこらしています。さらに災害時要援護者向け通報システムを全国に先駆けて整備し、音声通報が困難な方のために、携帯電話のインターネット接続機能やメール機能を使って簡単に通報できるようにするなど、災害通報のバリアフリー化を図っています。

「自主防災組織率60%を突破」

本市では消防局が国民保護の事務も含めた防災対策事務も所管しており、多発する風水害や今世紀初めにも発生が予想されている南海地震に対応するため、市内各所に防災拠点施設を建設し、食糧備蓄や飲料水兼用耐震貯



松山市総合防災訓練

水槽の整備に努めています。また自主防災組織の機能強化のため、各組織に防災士を養成するなど組織の機能を強化するためのソフト面の対策に努力しており、本年度には組織率が60%を突破しました。今後も松山市では、災害に強いまちづくりのため、市民と一体になった防災体制の強化を目指し、また合併による市域の拡大に対応するため、消防組織・装備の充実強化を図り、職員が一丸となって知恵をしぼり、課題に取り組んでまいります。

市内全域の消火栓標識柱を焦げ茶色に一新

金沢市消防本部

金沢市は、伝統環境の保存育成と近代的都市景観の創出を図り、個性ある美しい街づくり事業を推進しています。金沢市消防本部ではこの事業に協力し、平成7年度から兼六園の周辺など一部区域の消火栓標識柱を景観に融和した焦げ茶色にしていますが、この度、市内全域を焦げ茶色に統一することに決定し、標識の更新や再塗装に合わせて順次実施しています。なお、柱には反射材を巻き安全対策を講じています。今後も防災面に万全を期しながら美しい街づくりに協力したいと考えています。



東山1丁目浅野川右岸梅の橋付近

「スクール119」を本格実施

浜松市消防本部

浜松市消防本部は、消防職員が小学校3年生及び4年生の社会科授業「くらしをまもる」の単元(学習計画)中に小学校へ出向き、消防組織・消防の歴史・消防設備・火災予防などの様々なメニューで授業を行う「スクール119」を本格的にスタートさせました。事業初年度となる今年度は、管内の全小学校の75%以上が実施を希望するなど、小学校側の注目の高さがかげえました。また、事業の実施に先立ち、消防本部に教育委員会から小学校教諭を招き、授業のコツを習得する研修会も実施しました。



浜松市立飯田小学校での授業風景

消防通信 望楼 ぼうろう

ソーラー飛行船は防災に活用できるか？

名古屋市消防局

名古屋市消防局消防学校消防研究室は9月4日、総合防災訓練会場で、同研究室と交流のある中部大学が民間企業と共同研究する「ソーラー飛行船」を防災に活用できるか、検証実験を実施しました。ソーラー発電できる飛行船SOLANを地上約30mの高さに係留して中継基地とし、無線LAN、画像伝送などを検証しました。被災地では、非常電源などの障害から無線機器が使用できないことがあり、ソーラー発電を装備したこの無人飛行船が近い将来防災に活用されることが期待されています。



飛行船SOLANの研修実験の様子

「宅配救命士」をスタート！

北九州市消防局

北九州市消防局八幡西消防署は7月29日、日常的に地域を巡回する宅配業者と連携して、より迅速な消防活動を行うため「宅配救命士制度」を発足させました。この制度は、管内に事業所がある宅配業者の2社に協力を呼びかけ、応急手当や通報・初期消火等を講習したうえで「宅配救命士」に任命し、集配中に遭遇した災害等の現場で迅速・的確な活動を行うもので、救命率の向上や火災の拡大防止等、人的・物的被害の軽減を図り、市民に更なる安心と安全を提供することを目的としています。



応急手当の講習を受けるドライバー

消防通信 / 望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

消防 大学 校 だより



消防団長科第47期の実施

9月4日(日)から10日(土)まで、消防団長科第47期を開催したところ、受講された皆さんは大変熱心に講義や演習を受けられていました。

消防大学校では多くの消防団の皆さんに入校していただけるように、本年度から教育期間を従来の月曜日入校、

翌週金曜日卒業の2週間から、日曜日入校、同週の土曜日卒業の7日間として、さらに、従来の年1回実施から年2回実施することとしました。平成18年1月29日からの第48期にはまだ空きがありますので、多くの消防団員の皆様の参加をお待ちしています。



消防団長科の講義の様子

救急科第63期の実施・成績優秀者

5月25日(水)から8月4日(木)まで救急科第63期を開催しました。

救急科第63期は救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習を終了している救急救命士を対象に、「救急救命士による薬剤投与に係る追加講習カリキュラム」を含んだ内容を全国に先駆けて実施したと

ころ、受講された皆さんは最先端の知識、技術の習得に熱心に励んでいました。

なお成績優秀者は、札幌市消防局(北海道)・菩提寺浩、京都市消防局(京都府)・石井崇夫、大洲地区広域消防事務組合消防本部(愛媛県)・山本伸一、熊本市消防局(熊本県)池田光隆の各氏でした。

火災調査科第9期成績優秀者

火災調査科第9期成績優秀者は、由利本庄市消防本部(秋田県)・三浦 治、茨城県立消防学校・瀬谷光俊、東

京消防庁・平山浩美、藤沢市消防本部(神奈川県)・瀬沼雅人、名古屋市消防局(愛知県)・神野研二の各氏でした。

平成17年秋季全国火災予防運動

予防課

11月9日(水)から15日(火)までの7日間、秋季全国火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者及び財産の損失を防止することを目的として、毎年119番の日である11月9日から1週間の日程で実施されています(北海道・青森県・秋田県は日程を変更して実施)。この期間に各地で様々な行事やイベントの開催を予定していますので、積極的に参加して防火知識・技能の習得に努めてください。

今年は『あなたです 火のあるくらしの 見はり役』を統一標語とし、平成18年6月から住宅において住宅用火災警報器等の設置及び維持が義務付けられることを踏まえて、その設置促進を図ることを主眼とした「**住宅防火対策の推進**」や、放火火災が依然として増加傾向にあること及び昨年末に埼玉県内で発生した物品販売店舗の火災も放火が原因であったことから「**放火火災・連続放火火災予防対策の推進**」、さらには規模の大きな地震が相次いで発生していることや、東海地震、東南海・南海地震の発生が切迫していること等から「**震災時における出火防止対策等の推進**」の3点を重点目標に掲げ、積極的に火災予防対策を推進します。

また、自主防災組織の整備充実など地域に密着した防

火安全体制の充実、不特定多数の人が出入りする建物の防火安全対策の徹底、新宿歌舞伎町の雑居ビル火災に代表されるような消防法令違反に伴う危険性の周知徹底、さらには、最近、電気配線や電気器具からの出火が増加傾向にあることから、電気配線や電気器具の正しい使用方法の徹底などについて、地域の実情に応じて推進を図ることとしています。

1 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 放火火災・連続放火火災予防対策の推進
- (3) 震災時における出火防止対策等の推進

2 地域の実情に応じた重点目標

- (1) 地域における防火安全体制の充実
- (2) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (3) 小規模雑居ビル等の消防法令違反対象物の危険性の周知徹底
- (4) 大規模産業施設の安全確保
- (5) 電気火災予防対策の推進
- (6) 消火器の適切な維持管理

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント —3つの習慣・4つの対策—

3つの習慣

寝たばこは、絶対やめる。
ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器等**を設置する。
寝具や衣類からの火災を防ぐために、**防災製品**を使用する。
火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

第10回 防災まちづくり大賞募集!!

防災課

1 事業目的

阪神・淡路大震災や近年の大規模な災害の教訓を踏まえて、各地で防災対策の強化を図るための取り組みが進められていますが、防災力の向上を図るためには、防災に直結する優れた事業の実施はもちろん、まちづくりや住民生活等において防災に関する視点を盛り込んでいくことが重要で、防災に関するハード・ソフトの工夫、アイデアが防災対策の充実や防災意識の高揚等に大きく寄与するものである。

「防災まちづくり大賞」は、地方公共団体や自主防災組織等における防災に関する優れた取り組み、工夫・アイデア等、防災に関する幅広い視点からの効果的な取り組みを推奨し、もって地方公共団体等における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的としています。



防災まちづくり大賞シンボルマーク

2 表彰の部門

(1) 一般部門

防災ものづくり

防災関係の施設整備、道路や公園、建築物、植樹などにおける防災面での配慮など、ハード面を中心とする「防災まちづくり」に関する取組。

防災ことづくり

地域における自主防災活動など、ソフト面を中心とする「防災ことづくり」に関する取組。

防災ひとづくり

防災に関わる人材の育成や人々の災害対応能力を高めるための教育訓練、講座・研修などの「防災ひとづくり」に関する取組。

(2) 防災情報部門

防災に関する普及啓発・広報などの活動や災害・防災情報の収集・伝達体制の整備などの「防災情報」に関する取組。

(3) 住宅防火部門

地域における住宅防火対策を推進する取組。

3 表彰の種類

総務大臣賞については、防災まちづくり大賞全体を通じて選定するものとし、各部門から必ず選出するものではない。なお、表彰受賞団体については、副賞を贈呈するものとする。

一般部門：消防庁長官賞、
消防科学総合センター理事長賞

防災情報部門：消防庁長官賞、
消防科学総合センター理事長賞

住宅防火部門：消防庁長官賞、
日本消防設備安全センター理事長賞

4 応募方法

7 消防科学総合センターホームページ(<http://www.isad.or.jp>)又は住宅防火対策推進協議会ホームページ(<http://www.jubo.go.jp>)に登載の様式に従い、必要事項を記入の上、資料があれば併せて下記まで郵送して下さい。なお、応募様式と記載要領は、各都道府県消防防災主管課でも入手できます。

5 締め切り

平成17年11月中旬

6 主催関係

主催：
総務省消防庁、7 消防科学総合センター、
住宅防火対策推進協議会

後援(予定)：
日本放送協会、6 日本民間放送連盟、
6 日本新聞協会、
6 日本インターネットプロバイダー協会

7 応募先及び問い合わせ先

7 消防科学総合センター
研究開発部調査研究課 担当：小松
住所：〒101-0005
東京都三鷹市中原3-14-1
TEL：0422-49-1113
FAX：0422-46-9940
e-mail：machi@isad.or.jp

第53回全国消防技術者会議の開催

消防研究所

消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を公開の場で発表するとともに、参加される消防関係技術者の方々と討論を行う「第53回全国消防技術者会議」を下記のとおり開催します。

- 1 **開催日時**
平成17年10月20日(木)~21日(金)の2日間
- 2 **場 所**
ニッショーホール(日本消防会館)
東京都港区虎ノ門2-9-16
電話 03-3503-1486
- 3 **参加費 無 料**
- 4 **内 容**

10月20日(木)

午 前 の 部

特別講演「大規模災害時の救急医療対応と消防
- 阪神・淡路大震災の教訓は
「R福知山線事故で活かされたか? -」
兵庫県災害医療センター副センター長 中山 伸一

午 後 の 部

研究発表「火災原因1」

- ・ハロゲンヒータ及びカーボンヒータに関する実験結果
- ・ガステーブルに係る火災について
- ・リコール品と疑われる電気製品の火災調査について
- ・インバータ式蛍光灯から出火した事例

研究発表「火災原因2」

- ・エステサロンで使用されたタオルの火災について
- ・バイオディーゼル燃料の自然発火性について
- ・危険物施設等における事故の人的要因に関する分析手法
- ・地下タンク等の外面保護に用いる塗覆装への危険物の影響に関する研究
- ・屋外貯蔵タンクの浮き屋根に係る評価について
- ・石油タンクの経年劣化に伴う危険度予測手法の確立に関する研究
 - AE法によるタンク底部の腐食損傷評価 -

10月21日(金)

午 前 の 部

研究発表「消防活動1」

- ・消防隊員活動支援装置の開発と基礎研究
- ・温泉掘削現場における火災
- ・障害となる物品を排除しながら閉鎖する防火戸の研究
- ・遠距離延長用ホース結合金具の開発について

研究発表「消防活動2」

- ・携帯電話回線データ通信を用いて消防ポンプ車の自動中継運転(長距離中継送水)システム、二又分岐栓自動制御化について
- ・安全は足元から
- ・低水位河川からの有効取水に関する研究

展示発表(昼休み時間に実施)

- ・水道水利用型簡易洗眼器について
- ・安全帯を一体にした空気呼吸器ハーネス
- ・消防業務全般におけるデータ管理について
- ・標準型市町村防災GISについて
- ・安全は足元から

午 後 の 部

研究発表「消防装備」

- ・空気残量監視機能付き空気呼吸器の研究開発
- ・水難救助活動時における救助者の装備について
- ・ダンプカー等から土砂を直接投入できる土のう作成機の試作について
- ・消防職員の勤務時における身体負荷に関する研究
- ・蓄熱体に注水時の熱移動とその影響
 - 消防放水による危険性に関する検討 -

研究発表「消防活動3」

- ・消防研究所における石油タンク火災の消火に関する研究概要
- ・石油タンク火災用泡消火薬剤について
- ・大容量泡放射システムによる泡放射実験概要
- ・大容量泡放射砲によるタンク火災の消火
- ・中越地震時の応援消防隊に対するアンケート調査結果

申込み・問合せ先

独立行政法人 消防研究所総務課
東京都三鷹市中原3-14-1
電話 0422-44-8331 FAX 0422-76-1545
なお、詳細については、消防研究所のホームページ
(<http://www.fri.go.jp>)をご覧ください。

8月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防安第168号 消防危第162号	平成17年 8月 2日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	火災予防条例(例)の一部改正について(通知)
消防予第175号	平成17年 8月 2日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備検査時等における石綿に対する安全対策等の実施について(通知)
消防安第169号	平成17年 8月 3日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防火安全室長	平成17年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について
消防予第187号	平成17年 8月 12日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消火器の不適切点検に係る留意事項について
消防予第188号	平成17年 8月 12日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について
消防災第190号	平成17年 8月 17日	各都道府県知事	消防庁国民保護・防災部長	震度情報ネットワークの総点検について
消防応第 1号 消防救第184号	平成17年 8月 18日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁応急対策室長 消防庁救急企画室長	高速道路におけるヘリコプターの活用に関する検討結果について
消防予第204号	平成17年 8月 23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	避難器具(緩降機)の点検時等における留意事項について
消防応第 8号	平成17年 8月 31日	各都道府県防災主管部長 東京消防庁・政令市消防長	消防庁国民保護・防災部応急対策室長	緊急消防援助隊の出勤に伴う高速自動車国道等の通行料の取扱について
消防国第 27号	平成17年 8月 31日	各都道府県国民保護担当(局)長	消防庁国民保護室長	生活関連等施設の安全確保の留意点について(通知)

消防庁人事

平成17年9月5日付

氏名	新	旧
番 場 芳 広	免 消防大学校庶務課庶務係長事務取扱	消防大学校庶務課主幹・消防大学校庶務課庶務係長事務取扱
佐 藤 哲 也	消防大学校庶務課庶務係長	総務省大臣官房秘書課主査

平成17年9月12日付

氏名	新	旧
長 嶋 敏 昭	長官付	東京消防庁参事兼防災部防災課長事務取扱

平成17年9月14日付

氏名	新	旧
東 尾 正	辞職	次長

平成17年9月15日付

氏名	新	旧
大 石 利 雄	次長	総務省大臣官房付
井 上 源 三	出向(総務省大臣官房付へ)(内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)へ)	総務課長
幸 田 雅 治	総務課長	消防・救急課長
長谷川 彰 一	消防・救急課長	総務省自治行政局合併推進課長
高 橋 徹	出向(総務省自治行政局公務員部公務員課高齢対策室長)	消防大学校教務部長 併任 教授
吉 田 敏 治	消防大学校教務部長 併任 教授	総務省大臣官房付 併任 消防大学校教授

広報テーマ

10 月		11 月	
緊急消防援助隊の活動に関する住民の理解とブロック合同訓練の推進 ガス機器による火災及びガス事故の防止 火山災害に対する備え 消防の国際協力に対する理解の推進 地震発生時の出火防止 自主点検報告表示制度のお知らせ 住宅防火対策の推進 《住宅用火災警報器等の設置》	応急対策室 予防課 防災課 参事官 防災課 予防課 予防課	秋季全国火災予防運動 住宅防火対策の推進《住宅防火診断》 婦人防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ 危険物施設等における事故防止 正しい119番通報要領の呼びかけ 《11月9日は「119番の日」》 防災品の普及について	予防課 予防課 防災課 危険物保安室 防災情報室 予防課

編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)
電 話 03 - 5253 - 5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>
「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

編集協力 / ㈱近代消防社